

第 35 回南種子町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和 5 年 6 月 26 日（月）午前 9 時 30 分から 10 時 14 分
2. 開催場所 研修センター 2 階大会議室

3. 出席委員

会長	1 2 番	石堂 かよ子			
会長職務代理者	1 1 番	西田 三郎			
農業委員	1 番	高田 真盛	2 番	牛野 進一郎	
	3 番	久保田 力雄	4 番	砂坂 浩一郎	
	5 番	小山 幸良	6 番	寺内 秀昭	
	7 番	河野 律雄	8 番	古市 道則	
	1 0 番	中之藪 堅二郎			

農地利用最適化推進委員（順不同）

イ.	向井 克巳	ロ.	中峯 哲義
ハ.	片板 大作	ニ.	小脇 尚武
ホ.	中園 廣行	ヘ.	原田 晃生

4. 欠席委員

農業委員	9 番	中島 一三
------	-----	-------

農地利用最適化推進委員（順不同）

ト.	崎田 善昭	チ.	雨田 俊孝
----	-------	----	-------

5. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 議案協議

議案第 1 号 旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による令和 5 年度第 35 号農用地利用集積計画書（案）に対する意見決定について

議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 3 号 農地法第 2 条第 1 項の規定にある農地に該当しないことの判断について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 羽生 幸一

農地振興係長
農地振興係

中峯智恵美
日高 美保

7. 会議の概要

- 事務局 開会前に、「欠席の届」が出ていますので報告します。
議席番号9番 中畠一三委員。
島間 崎田善昭推進委員、長谷 雨田俊孝推進委員。
本日の総会は、南種子町農業委員会会議規則第6条の規定により成立していることを報告いたします。
- 議長 ただいまから、第35回 農業委員会定例総会を開会いたします。
議長 日程第1、議事録署名委員の指名ですが、私の方より指名してよろしいでしょうか。
(「はい。」の声あり。)
- 議長 異議がないようですので、私の方より指名します。議席番号3番 久保田力雄委員、7番 河野律雄委員を指名します。
- 議長 日程第2、(議案協議) 議案第1号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による令和5年度第35号 農用地利用集積計画書(案)に対する意見決定について、を議題にします。
それでは、事務局より議案第1号の説明をお願いいたします。事務局。
- 事務局 資料の2ページをお開きください。
議案第1号は、農用地利用集積計画(案)の承認についてです。
令和5年6月30日を公告日とする農用地利用集積計画、賃借権2件・農地中間管理権1件・所有権移転1件を定めたいので承認を求めるものです。まず農用地利用集積計画(案)の内、賃借権2件について説明を行います。
資料は3ページをご覧ください。
旧農業経営基盤強化促進法による利用権設定の総括表です。公告年月日は令和5年6月30日、始期が令和5年7月1日、終期が令和10年6月30日で、存続期間を5年とするものが2件です。農地の合計面積は、畑 ●●㎡です。
資料の4ページをお開きください。計画内訳書について説明いたします。
整理番号1番。利用権を設定する者は、兵庫県尼崎市〇〇番××号A・89歳、利用権の設定を受ける者は、南種子町〇〇××番地 B・50歳です。経営面積は●●㎡です。土地の所在が〇〇字△△××番、地目は畑、ほ場の面積については、備考欄にあるとおり台帳面積●●㎡ですが、一部で水が湧いたり、高土手で耕作できない土地がありますので、全体のうち耕作可能面積が●●㎡です。図面上で点線で囲っている部分が実際

の耕作面積になります。スナップエンドウを作付けし、賃借料は年間〇万円で、口座振込みとなっております。期間が5年の再設定です。6ページに参考図面を添付しております。実線が土地の境界線、点線が耕作可能面積です。

整理番号2番。利用権を設定する者は、南種子町〇〇××番地 C・85歳、利用権の設定を受ける者は、南種子町〇〇××番地 D・73歳、経営面積は●●㎡です。土地の所在が〇〇字△△××番、地目は畑、面積は●●㎡です。牧草を作付けし、権利の種類は賃借権、賃借料は10アール当り〇万円で、口座振込みとなっております。期間が5年の再設定です。図面は7ページに添付しております。

以上、議案第1号の農用地利用集積計画（案）の内、賃借権2件についての説明を終わります。

事務局

農地中間管理事業による利用権の設定について、ご説明いたします。

資料は、8ページをお開きください。

農地中間管理事業による利用権の設定です。公告年月日は令和5年6月30日、期間は令和5年7月1日から令和10年6月30日までの5年間で1件です。

資料は9ページです。

整理番号1番、〇〇××番地、E・81歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、Fが耕作者です。土地の所在は〇〇字△△××番、地目は畑、面積は●●㎡で安納芋を耕作します。賃借料は年額〇万円で、期間は5年の新規設定です。

図面は10ページに添付しております。

次に、さきほどお渡ししました2枚つづりの資料10—1ページをお開きください。

農地売買等事業による所有権移転についてです。

公告年月日は令和5年6月30日、対価支払年月日及び引渡時期は令和5年7月12日、面積は●●㎡で件数は1件です。

資料10—2ページをお開きください。

譲渡人は、鹿児島市名山町4番3号 公益財団法人鹿児島県地域振興公社で、譲受人は、〇〇××番地、G・56歳です。

土地の所在は〇〇字△△××番 ほか1筆、地目は田、面積は2筆合計で●●㎡、水稻を耕作します。売買金額は、2筆合計で〇〇円です。

資料10—3ページは、公社へ提出した計画書、図面は10—4ページに添付しています。

この件につきましては、以前、Hから公益財団法人鹿児島県地域振興公社が買い受けたものであり、今回、Gへ売り渡しをするものとなります。

賃借権及び所有権を取得しようとする者は、経営規模拡大を図り耕作を

継続しております。今後も農作業に従事していくものと認められますので、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の規定により、要件を満たしているものと考えます。

以上、議案第 1 号の農用地利用集積計画（案）についての承認を求めます。ご審議方よろしくお願いたします。

議 長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。
質疑はありませんか。
（「異議なし。」の声あり）

議 長 異議がないようですので、議案第 1 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。（全員挙手）全員賛成のようですので、原案のとおり決定します。
議案第 1 号については、原案のとおり決定いたしました。

議 長 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、譲渡人：I、譲受人：J ほか 6 件を議題にします。

事務局 それでは事務局より議案第 2 号の説明をお願いいたします。事務局。
資料の 11 ページをお開きください。

議案第 2 号は、農地法第 3 条の規定による許可申請について、審査を求めるもので、所有権移転が 5 件、使用貸借が 2 件となります。

整理番号 1 番から資料を読み上げます。

整理番号 1 番。譲渡人が、鹿児島市牟礼岡〇〇番××号 I。

譲受人は、南種子町〇〇××番地 J です。

土地の所在が、〇〇字△△××番。地目は田、地積は ●●㎡。

所有権移転で、贈与及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、13 ページの調査書にあるとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は 20 ページから添付しています。

整理番号 2 番。譲渡人が、鹿児島市〇〇××番地 K。

譲受人が、南種子町〇〇××番地 J です。

土地の所在が、〇〇字△△××番。地目は畑、地積は ●●㎡。

所有権移転で、贈与及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、14 ページの調査書にあるとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は 25 ページから添付しています。

整理番号 3 番。貸人が、南種子町〇〇××番地 L。

借人が、南種子町〇〇××番地 M です。

土地の所在が、〇〇字△△××番。地目は畑、地積は ●●㎡。

使用貸借及び農業開始によるもので、使用貸借期間は20年間です。

この件につきましては、15ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。参考資料は30ページから添付しています。

整理番号4番。貸人が、南種子町〇〇××番地 N。

借人が、南種子町〇〇××番地 Mです。

土地の所在が、〇〇字△△××番。地目は畑、地積は●●㎡。

使用貸借及び農業開始によるもので、使用貸借期間は20年間です。

この件につきましては、16ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。参考資料は36ページから添付しています。

整理番号5番。譲渡人が、南種子町〇〇××番地 O。

譲受人が、南種子町〇〇××番地 Pです。

土地の所在が、〇〇字△△××番。地目は畑、地積は●●㎡。

所有権移転で、売買及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、17ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。参考資料は42ページから添付しています。

資料の12ページをお開きください。

整理番号6番。譲渡人が、鹿児島市〇〇番××号 Q。

譲受人が、中種子町〇〇××番地 Rです。

土地の所在が、〇〇字△△××番ほか2筆。地目は畑、地積合計は3筆で●●㎡。

所有権移転で、贈与及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、18ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。参考資料は47ページから添付しています。

整理番号7番。譲渡人が、鹿児島市〇〇番××号 S。

譲受人が、南種子町〇〇××番地 Tです。

土地の所在が、〇〇字△△××番。地目は田、地積は●●㎡。

所有権移転で、売買及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、19ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。参考資料は52ページから添付しています。

以上7件につきましては、6月12日の現地調査により耕作等について確認しております。

これで説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いい

たします。

整理番号1番・2番・7番、7番委員。

7番委員

説明をいたします。整理番号1番・2番。譲渡人と譲受人の関係柄は伯父さんになります。譲受人のお母さんと兄弟の立場になる伯父になります。1番の田の方は現在も何年も前から譲受人が稲を作付けをしているようです。税金の関係で甥っ子に無償譲渡するということです。譲渡人には鹿児島に電話をし、譲受人には会って確認している。譲受人のこのUの件は以前から名義変更ということでやっておりまして、整理番号2番についても、同様の内容になります。譲渡する内容は税金関係により整理ということで、先ほどの整理番号1番と同じ内容です。

2番の現況なんですけれども、面積も〇反〇畝ということもあり、昨年は譲受人に除草剤を撒きながら、荒らさないようにやっていたことも、年1回のパトロールで確認している。今年は遊休化している。譲受人本人にはまずいことと話ししている。

整理番号7番。譲渡人は電話、譲受人は会って話した。経緯をだいぶ前から譲渡人から購入してほしいという話が度々あり、今回買いましょうとなった。特に問題はないと思います。

議長
1番委員

整理番号3・4番 1番委員。

貸人のL、Nさんは夫婦になります。借人は息子の嫁さんなので、借人は2人からすると嫁さんになります。今回、Mさんが新規就農に向けてやりたいということで、作物は安納芋を収穫後、じゃがいもを頑張っていくたいということです。使用貸借を20年間契約します。

議長
10番委員

整理番号5番、10番委員。

OさんとPさんは、親類や親族ではありません、Pさんは〇〇に勤めながら、兼業農家として水稻〇ヘクタール、サトウキビ〇〇ヘクタール耕作しています。2年前に本人同士で売買が済んでおり、東側にはPさんの農地があります。今後も農業をしていくとのこととです。

議長
11番委員

整理番号6番、11番委員。

譲渡人のQさん・譲受人のRさんはいずれも町外在住です。Qさんは南種子出身、こちらにまだまだ財産が残っており、処分していきたいという意向があり、信用できる人が他にいないと言って、友人のVさんに権利書も預け一任しているとの事でした。従ってQさんとRさんには面識がないということになります。VさんとRさんは同級生。Rさんの奥さんがこの土地のすぐそばが出身者で、この土地の中に奥さんの先祖の墓があったということも1つ。無償で所有権移転、現地はしばらく耕作されていない感じがいたします。Rさんには荒らさないようにとお願いはしてあります。以上です。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。
質疑はありませんか。
（「はい。」の声あり）

議長 4番委員 はい、4番委員。
整理番号1番、2番のJさんですが、私も近隣を耕作しているんですが、ほとんど耕作を放棄している状況にあると思うんですが、今後規模拡大と書かれておりますが、前の時も譲渡で家の近くに所有権移転しているんですが、それもほとんど手つかずの状況です。今後あの状態では非常に厳しい状況だと思いますが、耕作をされるかどうかの確認は取ったでしょうか。

議長 7番委員 はい、7番委員。
全く、指摘のある内容どおりでございます。今話があったように、以前も現在亡くなっているお父さんの土地の所有権移転をしております。説明は省きますけれども、4番委員が説明された内容に変わりありません。それでお父さんの所有権移転をした時にも、将来に向けての確認は取っております。手つかずの状態にあるので、将来に向かっての計画を本人から覚書を書いて、年次計画で作付けができる状態にしていきたいんだと念書を貰っております。将来的には本人から実際に作付けが出来る管理状態に持っていかなければならないという内容は間違えがないと思います。今回の所有権移転にも先んじて説明しましたけど、規模拡大に向けての譲渡ということになります。

議長 4番委員 4番委員、よろしいですか。
いいですか。私もこのほ場は見ておりますが、キビを植えて耕作放棄になっている、はっきり申し上げてやっぱりあの状況であると、貸した方がいいのでは。〇〇で勤務しながらという、今の状況では無理だと思う。ほ場がもう1枚ありますが、荒れ地化が進んでいく方向、早めに1回人に貸した方がいいのでは。林野になりそうな状況であります。せっかくの構造改善地区に入っているんで、なるべく早めに対策を取ってほしいと思う。

議長 これから懇談に入ります。

議長 これで懇談を解きます。

議長 はい、ほかにございませんか。
（「異議なし。」の声あり）

議長 異議がないようですので、議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。（全員挙手）全員賛成のようですので、原案のとおり決定します。

議案第2号については、原案のとおり決定いたしました。

議 長 議案第3号 農地法第2条第1項の規定にある農地に該当しないことの判断について、対象地：〇〇(△△)地内 2筆を議題にします。

事務局 それでは事務局より議案第3号の説明をお願いいたします。事務局。資料の57ページをお開きください。

議案第3号は、農地法第2条第1項の規定にある農地に該当しないことの判断についてです。

次の土地は現地調査の結果、農地法第2条第1項の規定にある農地に該当しない旨の決定をしたいので、議決を求めるものです。

整理番号1番、台帳所有者が千葉県八街市〇〇—×× W。

土地の所在は南種子町〇〇字△△××番、地目は畑、地積は●●㎡。ほか畑が1筆で、合計2筆。地積合計は●●㎡になります。参考資料として58ページから現地調査の資料を添付しております。

この2筆につきましては、利用状況調査の結果から再生困難な農地と判断し、既に原野・山林化の様相を呈しており、農地への復元が著しく困難であると判断できる土地であります。

この件につきましては、6月12日の現地調査において、会長、農地部長、月担当委員、事務局で現地確認をしております。以上で説明を終わります。

議 長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

議 長 異議がないようですので、議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)
全員賛成のようですので、原案のとおり決定します。
議案第3号については、原案のとおり決定いたしました。

議 長 以上で、本日の総会の議案事項の全てを終了いたします。